

細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務受託候補者選定実施要領

制定 平成25年7月26日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課業務受託者候補者選定要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する別に定める業務委託費用(本業務の委託仕様書に記載された委託内容(準備作業含む)の全て及び成果品の作成費用の全てを含む)の上限は、2,500,000円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受託希望者の募集)

第3条 要綱第4条第2項に規定する別に定める募集の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集の期間は平成25年7月29日(月)午前10時から平成25年8月21日(水)午後5時までとする。
- (2) 受託希望者は、前号の期間内に、細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務受託申込書(第1号様式)を提出しなければならない。
- (3) 受託希望者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - イ 募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。
 - ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限る。
 - エ 一級建築士又は技術士(建設部門)のいずれかの資格を有する者を配置すること。また、本件業務に関する統括及び管理を行う管理技術者、管理技術者の下で技術上の管理を行う主任技術者、主任技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、配置技術者調書を提出すること。なお、配置技術者の兼務は不可とする。
 - オ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者であって復権を得ない者でないこと。
 - カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
 - キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ク 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第3号に該当する者でないこと。
- (4) 第2号の規定による申込みを行った受託希望者は、次に掲げる事項を記載した細街路対策

推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務受託に関する提案書（第2号、第3号及び第4号様式）（以下「提案書」という。）に見積書（第5号様式）を、京都市に提出しなければならない。

ア 提案書表紙（第2号様式）

イ 業務実績及び業務を実施する場合の体制（第3号様式）

ウ 業務に関する提案（第4号様式）

エ 受託希望金額（第5号様式）

オ 当該業務を受託するにあたって、協力業者として担当技術者を充てる場合は、業務体制表（様式自由）

(5) 前号の規定による提案書の提出期限は、平成25年7月29日（月）午前10時から平成25年8月21日（水）午後5時までとする。

(6) 受託希望者は、第4号の規定による提案書に関し質疑がある場合は、書面により質問をすることができる。

(7) 前号の規定による質問の受付期間は平成25年7月29日（月）午前10時から平成25年8月5日（月）午前11時30分までとする。

(8) 第6号の規定による質問及びその回答の内容は、質問者を特定できる情報を削除したうえで、都市計画局建築指導部建築指導課のホームページで公開するものとする。

(9) 本市は、受託希望者から提出された提案書の内容に関し、補足資料を求めることができる。

（受託候補者選定委員会）

第4条 要綱第5条第5項に規定する別に定める受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 都市計画局建築指導部長

(2) 都市計画局建築指導課長

(3) 都市計画局建築指導部建築指導課道路担当課長

(4) 都市計画局都市企画部都市計画課土地利用計画担当課長

(5) 都市計画局都市企画部都市づくり推進課長

(6) 都市計画局都市景観部景観政策課長

（受託候補者の選定等）

第5条 要綱第5条第7項に規定する別に定める選定方法の詳細については、次に掲げるとおりとする。

(1) 委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第4号イ、ウ及びエに掲げる事項を評価する。

(2) 前号の規定による評価は、別表の配点に基づき行う。

(3) 委員会は、必要に応じてヒアリングを実施することができる。

(4) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2以上となった場合には、当該提案書提案者の中から第1順位の提案を行った提案書提案者が選定されるまで、第3条第4号ウ、イ、エの順に評価する。

- (5) 委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- 2 委員会は、受託候補者を選定するときは、前項第1号の規定による評価の得点の合計が次点となる1者を選定し、受託候補者が本事業の受託について辞退した場合については、その者を受託候補者とすることができる。

(選定結果の通知等)

第6条 要綱第6条第2項に規定する別に定める通知の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市は、前条第1項第4号の規定に基づき受託候補者に選定された者に、受託候補者として選定した旨を通知（第6号様式）する。また、受託候補者として選定しなかった者には、選定しなかった旨を通知（第7号様式）する。
- (2) 受託希望者は、前号の選定結果の通知を受けた日から休日を除く7日以内に、当該通知に対して、書面により詳細な説明を求めることができる。
- (3) 委員会は、前号の求めがあった場合は、書面を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により回答する。

(その他)

第7条 この要領の実施に必要な事項については、都市計画局建築指導部建築指導課長が定める。

附 則

この実施要領は、要綱の施行の日から施行する。